

特 殊 健 康 診 断

動 向

1.平成21年4月1日から、特殊健康診断の対象として、追加された業務は（詳細は昨年の「事業年報」p.27に記述）、

（1）特定化学物質障害予防規則等の改正：

- ①ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る）を製造、取り扱う業務。ニッケルカルボニルは従来どおり本則の対象業務とされている。
- ②砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）を製造、取り扱う業務。これまで本則の対象であった三酸化砒素は「砒素及びその化合物」に含まれることになる。なお、行政指導による特殊健康診断の対象である「砒素又はその化合物（三酸化砒素を除く）」は「砒素化合物（アルシン又は砒化ガリウムに限る）」に改められた。

（2）石綿障害予防規則等の改正：

石綿の健康診断を行うべき業務及び健康管理手帳を交付する業務の範囲が拡大され、直接業務の従事者に限らず、「石綿の粉じんを発散する場所における業務」（周辺業務）が、新たな対象とされた。

2.労働安全衛生規則等の改正：

平成22年4月1日より定期健康診断における胸部エックス線検査等の対象者の見直しが行われたが、いわゆる有害業務に常時従事する「特定業務従事者の健康診断」（規則第45条）については、従来どおり1年以内に1回、定期に「胸部エックス線検査」を行うこととされているので、注意が必要である。

現 状

前年に比較して、特殊健康診断の受診団体数は409から360団体に減少（8.8%減少）しており、受診者数は80,856名から75,332名へと5,524名減少（5.6%減少）している。受診者が増加しているのは、電離放射線と高気圧であるがこれは受診団体数の増加によるものである。

電離放射線 1,219名増加（6,817→8,036）

高気圧 109名増加（119→228）

それ以外の特殊健康診断の受診者は全国の統計と同様に受診者数は減少している。

行政指導 2,911名減少（29,090→26,179）

有機溶剤 1,575名減少（21,033→19,458）

特定化学物質 1,076名減少（7,753→6,677）

じん肺 866名減少（3,910→3,044）

石 綿 148名減少（3,703→3,555）

その他、特殊健康診断の結果について、例年と大きな変化はみられない。

今後の課題

（1）平成18年度から有害物ばく露作業報告の制度が創設され、その報告をもとに、個々の物質のリスク評価が実施されている。この結果を踏まえて健康障害防止措置として、特定化学物質障害予防規則等の改正が行われている。

平成20年3月改正施行：ホルムアルデヒド

平成21年4月改正施行：ニッケル化合物、
砒素及びその化合物

平成21年度は20物質についての有害物ばく露作業報告がなされ、平成22年7月27日「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」では、特殊健康診断の検査対象として、

①酸化プロピレン

②1,4-ジクロロ-2-ブテン

③ジメチルヒドラジン

の3物質を追加するとともに、健康管理手帳の交付対象に「無機砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）を製造しこれらを粉砕し粉状にする業務」を追加することとしている。厚生労働省では、これらの見直しについて関係省令を改正し、平成23年度から施行したいとしている。また、平成21年度の対象であった①インジウム②エチルベンゼン③コバルト及びその化合物④酢酸ビニル⑤1,2-ジブプロモエタンについては、ばく露低減のため適切に管理が行われるように行政指導を行うとともに、平成22年度において詳細なリスク評価を実施することとしている。

（2）平成22年7月1日、じん肺健診における肺機能検査及び検査結果の判定が改正施行された。

文献：労働衛生のしおり、（平成21年度）、（平成22年度）；中央労働災害防止協会発行

関係の集計表は135頁に掲載